

特定電気用品適合性検査申込者 各位

一般財団法人 電気安全環境研究所

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一（電線および電気温床線）及び別表第四（配線器具）の改正に伴う適合性検査のお申込みの取扱いについて

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一（電線および電気温床線）及び別表第四（配線器具）は2024年5月31日に、国際規格に準拠した別表第十二の整合規格（J71001(2019)、J74001(2021)等）に一本化されました。猶予期間は2027年5月31日となります。これに伴うJETでの適合性検査のお申込みの取り扱いは下記の通りとなりますので、ご案内をさせていただきます。

(対象者) 適合性検査を解釈別表第一及び別表第四でお申込み予定のお客様

1. お申込みについて

猶予期間中は、旧解釈によるお申し込みもお受けいたします。

ただし、猶予期間内に適合性検査を完了させる必要があることから、旧解釈によるお申し込みは、原則として2026年11月30日までの受付に限らせていただきます。

なお、期限までに受付させていただいた案件であっても、着手延期や改善試験等により、猶予期間内に適合性検査が完了しない見込みの場合、新解釈でのお申込みに変更いただくこととなります。この際、試験のやり直し、新たな費用の発生が生じる場合がありますので、ご注意ください。

2. 証明書番号について

更新（継続）のお申込みにて旧解釈から新解釈へ移行した際、証明書番号は以下の様に採番が変更になりますので予めご了承下さい。

旧解釈：JET****-#####-1+++ 新解釈：JET****-#####-2+++

例：JET0000-00000-1005 → JET0000-00000-2001

3. その他

すでに有効な適合証明書（同等証明書）をお持ちの場合、適合性検査を旧解釈で受けていても、当該証明書に記載されている有効期限まで証明書としては有効です。このため、有効期間中に改めて適合性検査を受検いただく必要はありません。

ただし、猶予期間終了後に製造・輸入される電気用品については、新解釈への適合が必要となりますのでご注意ください。

ビジネス推進部 カスタマーサービスセンター

E-mail：cs@jet.or.jp

以上